

現場代理人の兼務について

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

次の場合は、現場代理人の兼務が可能です。また、兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができます。

※ この取扱いは平成31年2月25日以降に入札公告、入札通知を行う工事の契約から適用することとしますが、既に契約を締結している工事との兼務も可能です。

1 兼務の対象となる工事

(1)の発注機関が所管する請負代金額が3,500万円未満の工事の契約を締結する際に、(2)の要件を全て満たす場合は、現場代理人を3件まで兼務できます。

(1) 発注機関

県土整備部関係事務所、農政環境部関係事務所、県土整備部住宅建築局公営住宅課、営繕課、設備課、農政環境部農林水産局、環境創造局及び県内の市町※

※市町：市町の長又は長より契約を締結する権限を委任された者の機関であって、かつ、県の発注機関との現場代理人の兼務を認めたもの

(2) 要件

ア 発注者から現場代理人の常駐義務の緩和がなされていること。

イ 兼務する工事3件が、同一土木事務所が所管する区域内で施工する工事であること。

ウ 既に契約を締結している工事の請負代金額が、3,500万円未満であること。

2 兼務する場合の手続

新たに兼務を希望する工事と、既に契約を締結している工事の全てについて、「現場代理人兼務届」を提出してください。

上記の詳細は、「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」を参照願います。

また、発注者から現場代理人の常駐義務の緩和がなされていることとは、次のいずれも満たし、発注者の承諾を得る必要があります。

(1) 主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない3,500万円未満の工事で、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと。

(2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。